

特記仕様書

- 件 名 道路維持補修用貨物自動車（クレーン付きトラック）の購入
- 数 量 1 台
- 納 期 令和7年3月31日（月）
- 納入場所 市川市道路交通部道路安全課
（市川市南八幡2丁目20番2号 市川市役所第2庁舎）
- その他 自動車任意保険・自動車自賠責保険・重量税・自動車リサイクル料については、別途支出するので見積価格には含めないこと。
その他不明な点は、担当課職員及び契約課職員と協議し指示に従うものとする。
暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
この特記仕様書に定めのない事項については、物品供給契約書（「物品供給契約約款」を含む）に定めるとおりとする。

詳細は、別紙『令和5年度道路維持補修用貨物自動車（クレーン付きトラック）規格書』を参照。

令和5年度

道路維持補修用貨物自動車（クレーン付きトラック）
規格書

道 路 交 通 部

道 路 安 全 課

目 次

第1	総 則	4
第2	製品規格	4~5
第3	完成検査	5
第4	保 証	5
第5	そ の 他	6
第6	別 表	7

第1 総 則

- 1 この規格書は、道路安全課で道路の維持補修作業に使用する車両の購入について必要事項を定めることを目的とする。
- 2 納入する製品については、傷、汚れ、その他外観を損ねるものであってはならない。
- 3 納入に際しては、発注者の検査を受けるものとする。
- 4 製造会社による不都合個所が発生した場合は、無償で取替え又は修繕するものとする。
- 5 納入場所は市川市道路交通部道路安全課とする。

第2 製品規格

1 緒 元	
年 式	2023年式以降
動 力	ディーゼルエンジン
車 体 形 状	シングルキャブ 平ボディー
トランスミッション	オートマティック
乗 車 定 員	2人以上
駆 動 方 式	2輪駆動
最 大 積 載 量	3,000 kg以下
車 両 寸 法	全長 6,200 mm以下 全幅 2,200 mm以下 全高 2,800 mm以下
車両総重量	7,500 kg未満
最小回転半径	7,500mm以下
エンジンスペック	総排気量 2,990cc以上 最大出力 100ps以上
床面地上高	1,100 mm以下
荷台材質	標準仕様
荷台内寸法	長さ 3,400 mm以上 幅 1,700 mm以上 高さ 350 mm以上

2 内 装

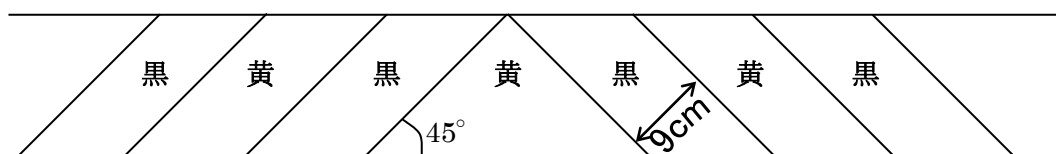
- (1) キャビン内にエアコンを装備していること。
- (2) パワーステアリングを装備していること。
- (3) パワーウィンドウを装備していること。(運転席及び助手席)
- (4) ドライブレコーダーを装備すること。
- (5) 座席のシート生地(ヘッドレストを含む)は、ビニール製とする。
(メーカーオプションのビニール製シートカバーの装備でも可とする)
- (6) バックモニターを装備すること。(インナーミラー等でも可)
- (7) サイドバイザー(ドアバイザー)をウィンドウに設置すること。
- (8) AM/FMラジオを設置すること。

- (9) 運転席および助手席にサンバイザーを設置すること。
- (10) ゴム製フロアマットを全席に備えること。
- (11) 2. 9t 吊り 4 段ブームクレーン
- (12) ラジコン付き

3 外 装

- (1) 左右前部ドアに 10cmゴシック体白字にて、「市川市」の文字書きをすること。
- (2) 牽引用のフックを前後に取り付けること。
- (3) ロープフックを左右 3箇所ずつ以上取り付けること。
- (4) 助手席側外部に補助ミラーを設置すること。
- (5) 荷台鳥居部に溶接又はネジ止めで、金網を取り付けること。鳥居中部に、可動式フック 4 個を取り付ける。**(第 6 別表の写真を参考にする)**
- (6) 後方リア煽り

次のように黄と黒のゼブラ模様塗装すること。幅 9センチ、角度 45 度で施すこと。煽りの塗装はカッティングシートでも可とする。**(第 6 別表の写真を参考にする)**



6 その他装備

- (1) 鍵付きの燃料タンクキャップを装備すること。(もしくはそれに準ずるもの)
- (2) 燃料タンクに燃料の種類を表示すること。
- (3) バックブザーを取り付けること。
- (4) 市川版図柄入り(カラー)ナンバープレートを設置すること。
- (5) ボディの後部に導板をかける架装をすること。
- (6) クレーンの足の下に置く敷板を設置すること。
- (7) 輪止め：2 個

第 3 完成検査

- 1 完成検査は、架装、付属装備品等がすべて用意された時点に実施するものとする。
- 2 検査には、受注者側の担当者が立会わなければならない。
- 3 検査項目は下記のとおりとする。
 - (1) 規格に対する検査
 - (2) 付属装備品等の検査
- 4 検査データについては、発注者の認める範囲において社内データをもって代えることがある。
- 5 検査の結果、不合格と発注者の認めた個所については、直ちに修復のうえ検査に合格するまで、再検査を受けること。
- 6 中間検査は実施しない。

第4 保 証

保証期間はメーカーの保証する期間とし、定められていない場合は1年間とすること。

第5 その他

- 1 規格書で指定した装備品等における、特に指示がなくても使用に必要な付属品等は、全て付けて納品すること。
- 2 規格書にない部分で、純正仕様として取付けてあるものについては、全て取付けること。
- 3 納入する車輛については第2 製品規格に示す諸元と同等以上のものとし、納入期限までに納入可能な車輛とすること。
- 4 補助金等がある場合は、申請に必要な手続きを行うこと。なお、当該の手続きに関する費用の一切は受注者側が負担すること。
- 5 受注者は、納入する車輛の登録に係る一切の手続きを行うものとする。
- 6 受注者は、事前に担当者と詳細な打ち合わせを行うこと。
- 7 本規格書に記載のない事項及び変更が生じた場合は、双方で協議し決定すること。
- 8 納入時に車輛の操作方法、保証内容、装備品等の説明を十分に行うこと。
- 9 車両の登録に係る費用及び検査に係る費用は受注者の負担とする。
- 10 搬入・運搬・設置に係る費用を含めること。
- 11 納入日時は、事前に担当者と協議すること。
- 12 試運転を行い正常に作動するか確認すること。
- 13 道路維持作業用自動車指定の仮申請は、受注者で行い、本申請用書類を用意すること。

第6 別 表

